

安心して医療を受けられるように！

11月は「国保月間」です

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して治療ができるように、みんなで助け合う制度です。

国民健康保険は、社会保険や共済保険など職場の健康保険に加入されている方（扶養されている方）や生活保護を受給されている方以外の方、すべての方が加入することになります。

国民健康保険に加入されているみなさんの医療費は年々増加している傾向にあり、この医療費は国や県の負担金とみなさんからの保険税で賄われています。

国民健康保険に加入されているみなさんの医療費は年々増加している傾向にあり、この医療費は国や県の負担金とみなさんからの保険税で賄われています。

国民健康保険に加入されているみなさんの医療費は年々増加している傾向にあり、この医療費は国や県の負担金とみなさんからの保険税で賄われています。

国民健康保険に加入されているみなさんの医療費は年々増加している傾向にあり、この医療費は国や県の負担金とみなさんからの保険税で賄われています。

■国保税の決まり方

1年間にかかる総医療費（見込み）から、お医者さんで支払う一部負担金と国などからの補助金を差し引いた残りが、国民健康保険税の総額です。これに世帯ごとの加入者数や所得などによって公平に負担されるように税額が決められています。

■国民健康保険税の納め方

国民健康保険税は、次のいずれかの方法で納めてください。

◎特別徴収 年金からの天引きによる納付

◎普通徴収 役場や金融機関窓口で納付、または金融機関の口座から振替納付

※町では納め忘れのない、口座振替をおすすめしています。

■特別な事情もなく国保税を滞納していると

①督促を受けたり、延滞金が増算される場合があります。

②有効期間の短い保険証が交付されます。

③納期限から1年を過ぎると、保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。

このときの医療費は、いったん全額自己負担となります。

■どうしても納付が困難なとき

やむを得ない事情により納付が困難なときは、納付相談を行っています。滞納のままにせず、早めに税務課へご相談ください。

が困難なときは、納付相談を行っています。滞納のままにせず、早めに税務課へご相談ください。

■非自発的失業者の国民健康保険税軽減

税軽減

平成21年3月31日以降に非自発的な理由により失業（倒産・解雇・雇止めによる離職）された方で、ハローワークで雇用保険の受給申請をされた方は、国民健康保険税の軽減を受けることができます（短期雇用の特例受給資格者、65歳以降に離職された高齢受給資格者は対象になりません）。

ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証と印かんをお持ちのうえ、住民課国保年金班で申請をお願いします。

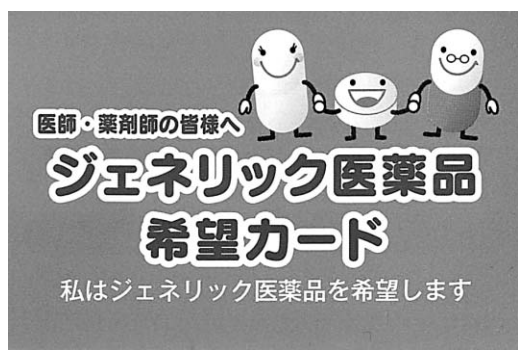
◎国民健康保険税は、みなさんの医療費にあてられる大切な財源です。納期限を守り、きちんと納めましょう。

医療費の抑制に努めましょう

☆ジェネリック医薬品を活用しましょう

最初に作られた薬（新薬）の有効成分・効能などをもとに作られた、安価な薬です。ジェネリック医薬品を希望される方は、医師や薬剤師に相談いただくか、ジェネリック医薬品希望カードを提示しましょう。

ジェネリック医薬品を希望される方は、医師や薬剤師に相談いただくか、ジェネリック医薬品希望カードを提示しましょう。



※すべての薬をジェネリック医薬品に変更できるわけではありません。

☆退職者医療制度

65歳未満の方で20年以上（または40歳以降で10年以上）お勤めで、厚生（共済）年金を受給されている方が対象となります。

保険税の計算方法や医療の給付は変わりありませんが、医療費が会社等の健康保険から賄われるため、国民健康保険から賄われる負担の増大を防ぎ、保険税の増額を抑えることができます。

お届けいただく際には国民健康保険証、年金証書、印かんが必要になります。

健康保険証、年金証書、印かんが必要になります。

☆人間ドックと特定健診

町と契約を交わしている病院で人間ドックを受診される場合、事前に申請をいただくことで1年度に1回、検査費用の85%（最大63,000円）の助成を受けることができます。国民健康保険に加入されている30歳以上の方で、国民健康保険税に未納がない方が対象となります。

6月末から7月にかけて住民健診（特定健診）を実施しています。対象の方には、6月上旬に問診票をお送りしますので、人間ドックを受診されない方は必ず受診しましょう。

人間ドックの助成と住民健診（特定健診）は、どちらか一方を選択していただきます。1年度で両方を受診することができませんので、ご注意ください。

◎健康管理に注意して、医療費の節減にご協力ください。

◆問い合わせ

住民課国保年金班

☎(84)1214